

第4回嬉野市議会定例会議案

平成25年12月2日提出

嬉野市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
101	平成25年12月2日	嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	1
102	〃	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について	3
103	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	5
104	〃	嬉野市公園条例の一部を改正する条例について	7
105	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	9
106	〃	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	11
107	〃	嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について	13
108	〃	嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	15
109	〃	嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について	17
110	〃	建設工事請負変更契約の締結について	19
111	〃	平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）	別冊
112	〃	平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
113	〃	平成25年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
114	〃	平成25年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
115	〃	平成25年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
116	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
117	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
118	〃	平成25年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）	〃

議案第101号

嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政財産使用料条例（平成18年嬉野市条例第57号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

嬉野市行政財産使用料条例（平成18年嬉野市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物の項使用料の欄及び同表備考の1中「100分の105を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第102号

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する
条例について

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例
第110号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を
改正する必要がある。

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する
条例

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に、「1円」を「10円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に汲み取ったし尿に係る手数料から適用し、同日前の汲み取りに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第103号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、また嬉野市総合運動公園（御幸公園）の施設改修に伴い、使用料を改定するため条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分105を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

別表第3の1の(5)の表中「300円」を「500円」に、「600円」を「1,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第104号

嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分105を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第105号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「算出した合計額に、1.05を乗じて得た額」を「算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除した汚水の量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。

議案第106号

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の嬉野市農業集落排水処理施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除した汚水の量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初に確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。

議案第107号

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について

嬉野市道路占用料条例条例（平成18年嬉野市条例第140号）の一部を別紙の
ように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を
改正する必要がある。

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例

嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2項中「消費税法（昭和63年法律第108号）の次に「。以下「消費
税法」という。」を加え、「1.05を乗じて得た額」を「、消費税法に定める消費
税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方
消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を
加えた額」に、同項ただし書中「1.05を乗じて得た額」を「消費税及び地方消
費税相当額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第108号

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第24条ただし書中「四捨五入する」を「切り捨てる」に改め、同条第1号の表中「910円」を「930円」に、「1,820円」を「1,870円」に、「182円」を「187円」に改め、同条第2号の表中「1,820円」を「1,870円」に改める。

第29条第1項の表中「63,000円」を「64,800円」に、「84,000円」を「86,400円」に、「105,000円」を「108,000円」に、「199,500円」を「205,200円」に、「388,500円」を「399,600円」に、「588,000円」を「604,800円」に、「1,438,500円」を「1,479,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に使用する水量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初に確定する料金の算定方法は、なお従前の例による。

議案第109号

嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について

嬉野市飲料水供給施設給水条例（平成18年嬉野市条例第148号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷 口 太 一 郎

理由 消費税法（昭和63年法律第108号）等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

嬉野市飲料水供給施設給水条例（平成18年嬉野市条例第148号）の一部を
次のように改正する。

第3条ただし書中「四捨五入する」を「切り捨てる」に改め、同条の表中「910円」を「930円」に、「1,820円」を「1,870円」に、「182円」を「187円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の嬉野市飲料水供給施設給水条例第3条の規定は、この条例の施行日
(以下「施行日」という。) 以後に使用する水量に係る料金から適用する。ただし、
施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初に確定する料金
の算定方法は、なお従前の例による。

議案第110号

建設工事請負変更契約の締結について

平成24年第3回嬉野市議会臨時会において議決を経た平成24年度嬉野市立塩田中学校建築主体工事請負契約の一部を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

記

契約金額の項中「1, 301, 685, 000円」を「1, 486, 581, 000円」に改める。

平成25年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工事の一部変更により契約金額を変更する必要がある。

